

令和6年5月改訂版

くらしの中の選挙



公益財団法人 明るい選挙推進協会



選挙をよく知り、よりよいくらしや社会づくりに参加しましょう。



私たちが、よりよいくらしを願って、私たちの代わりにその思いを実現してくれる人々を選ぶ、それが「選挙」です。

ところが若い有権者を中心に投票を棄権する人が後を絶たず、特に地方選挙では投票率が50%を割ることも珍しくありません。国やまちの行方を決める選挙が、一部の人の意見で決まってしまっては、健全な民主主義社会とは言えません。

ベストな候補者がいなければ、ベターな候補者を選ぶなど、棄権することなく、大切な一票を有効にいかすために、この冊子で「選挙」について学んでいきましょう。

選挙とは？

国会議員、都道府県知事、都道府県議会議員、市区町村長、市区町村議会議員のような公職に就く人を投票で選ぶこと。日本国憲法第15条は「公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である」とし、また「公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する」と規定しています。私たちが選挙をするにあたっては、その行為を誰からも侵されてはならないし、侵すこともできないのです。そしてこの理念に基づく選挙が行われることによって、わが国の民主政治が支えられています。





目次

1	選挙権と被選挙権	4	10	投票区と開票区	32
2	選挙人名簿	6	11	投票	34
	被登録資格／閲覧／登録の抹消			投票時間・投票所の開閉 投票所入場券・投票所案内など 投票所への同伴 代理投票と点字投票 自書式投票と記号式投票 電子投票 選挙による投票方法の違い 期日前投票制度 不在者投票制度 在外選挙制度	
3	選挙の種類	8	12	開票	44
	衆議院議員総選挙 参議院議員通常選挙 地方選挙 特別の選挙（国政／地方選挙）			開票に関わる人 開票所の場所 開票の日時 開票の参観 開票の手続 投票の効力	
4	任期と選挙期日	12	13	当選人の決定	48
5	選挙管理機関	14		選挙会の開催から当選証書の付与まで 比例代表選挙以外の選挙での当選人の決定 衆議院比例代表選挙の当選人の決定 参議院比例代表選挙の当選人の決定	
	中央選挙管理会 都道府県の選挙管理委員会 参議院合同選挙区選挙管理委員会 市区町村の選挙管理委員会 選挙会・選挙長／投票管理者／開票管理者 投票立会人／開票立会人／選挙立会人		14	選挙違反とその罰則	50
6	立候補	16		選挙違反の主なケース 当選無効 連座制 選挙権・被選挙権の停止	
	立候補の届出 通称使用の申請 立候補の届出期間 立候補の辞退等 政党等の要件 供託 立候補の禁止と制限 立候補届の受理 候補者の異動		15	選挙に関する争訟	54
7	選挙運動の方法	20		争訟の種類 争訟の手続	
	選挙運動の期間 選挙運動の方法 文書図画 インターネット選挙運動 言論・その他		16	寄附の禁止	56
8	選挙運動の費用	26		政治家からの寄附禁止 後援団体からの寄附禁止 政治家の関係会社などからの寄附禁止 その他の寄附制限	
	選挙運動費用の会計 法定選挙費用 選挙公営		17	憲法改正国民投票	58
9	選挙時の政治活動	30		資料	60
	政党など政治活動を行う団体が選挙時に規制される政治活動 選挙時の確認団体の政治活動 選挙時の推薦団体の政治活動				

